

平成 30 (2018) 年 12 月 6 日

指定短期入所事業所 給付費請求担当者 様

栃木県保健福祉部障害福祉課福祉サービス事業担当

短期入所における短期利用加算の算定について

日頃より障害福祉施策の推進に御理解、御協力いただきありがとうございます。

平成30年度報酬改定により制度改正のあった標記加算について、算定要件を国に確認したところ下記のとおりでしたので、請求にあたっては御留意願います。

記

【確認事項 1】

報酬告示において「利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1年につき30日を限度として」と定められているが、1年間の始期は「最初に短期入所の利用を開始した日」（H30Q&A：問56）とされているが、1年経過後の始期はいつになるのか。

【回答】 1年経過後に「最初に短期利用を開始した日」を1年間の始期とする。

《事例》 最初に短期入所の利用を開始した日：H30. 4. 12
→H30. 4. 12～H31. 4. 11の1年につき30日を限度として算定
H31. 4. 12以降、最初に短期入所の利用を開始した日：H31. 5. 1
→H31. 5. 1～H32. 4. 30の1年につき30日を限度として算定

【確認事項 2】

留意事項通知において「なお、平成 30 年 3 月 31 日までに指定短期入所等を利用していた利用者については、平成 31 年 3 月 31 日までの間は、1年間に通算して 30 日を超えての算定を可能とする」との記載について、どのような場合を想定しているのか。

【回答】 H30. 3. 31以前から利用を開始し、H30. 4. 1以降も継続して利用している者について、H31. 3. 31までの間について、30日を超えての算定を想定したもの。

《事例》 H30. 3. 25～H30. 4. 10（17日）利用 →平成30年度報酬改定前の基準により算定
H30. 5. 5～H30. 5. 20（16日）利用 →H30. 5. 5を1年間の始期として30日を限度として算定（短期利用加算16日）
※1年間はH30. 5. 5～H31. 5. 4
H30. 6. 1～H30. 6. 20（20日）利用 →利用期間のうち14日間について短期利用加算を算定可能

障害福祉課福祉サービス事業担当

TEL 028-623-3029

(参考)

【報酬告示：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準】

○別表第7の2 短期利用加算

指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）において、指定短期入所又は共生型短期入所（以下「指定短期入所等」という。）を行った場合に、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1年につき30日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

【留意事項通知：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について】

○短期利用加算の取扱いについて

報酬告示第7の2の短期利用加算については、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について算定を認めているが、算定日数については、1年間に通算して30日を限度として算定する。

なお、平成30年3月31日までに指定短期入所等を利用していた利用者については、平成31年3月31日までの間は、1年間に通算して30日を超えての算定を可能とする。